

2009.1.31

# 釧路司法書士会報

発行所/釧路市宮本1丁目2 釧路司法書士会 編集/会報編集委員会



Vol.109

研修・オンライン登記、ほか

# 109号目次

## CONTENTS

|    |                               |             |      |
|----|-------------------------------|-------------|------|
| 3  | <b>新年のご挨拶</b>                 | 釧路司法書士会長    | 中村圭佐 |
|    | <b>研 修</b>                    |             |      |
| 4  | ・平成20年度全国研修担当者会議に出席して         | 理事          | 近江孝介 |
| 5  | ・研修レポート(福祉型信託ほか)会報編集委員        |             | 小林伸兼 |
| 5  | ・研修レポート(公益法人制度) 広報部長          |             | 吾孫子力 |
| 6  | ・裁判実務セミナーに参加して                | 会報編集委員      | 木村佳子 |
|    | <b>土地家屋調査士会から</b>             |             |      |
| 7  | ・年頭のご挨拶                       | 釧路土地家屋調査士会長 | 菊地勇  |
|    | <b>支部だより</b>                  |             |      |
| 8  | ・釧路支部親睦パークゴルフ                 |             |      |
|    | <b>オンライン登記</b>                |             |      |
| 9  | ・オンライン登記申請を利用して               | 釧根支部        | 佐藤正樹 |
| 11 | ・オンライン申請の実態                   | 北網支部        | 森一也  |
|    | <b>政治連盟から</b>                 |             |      |
| 12 | ・運動方針の実現にむけて                  | 政治連盟釧路会幹事長  | 金倉孝志 |
| 13 | <b>司法書士制度広報説明会・意見交換会に出席して</b> | 広報部長        | 吾孫子力 |
| 13 | <b>新入会員紹介</b>                 | 十勝支部        | 前川俊哉 |
| 14 | <b>会員の動き</b>                  |             |      |
| 15 | <b>業務日誌</b>                   |             |      |
| 16 | <b>編集後記</b>                   | 広報部長        | 吾孫子力 |

### 《表紙の写真》

能取岬と朝日

写真提供 網走市(株)北研社



## 新年のご挨拶

釧路司法書士会長

中村 圭 佐

新年、明けましておめでとうございます。

釧路司法書士会においては昨年、会則改正の認可を得て、「依頼者等の本人確認等に関する規定」を定めました。従来するべき「人・意思・もの」をきちんと確認し、記録として保管しなければなりません。3月施行された犯罪収益移転防止法に対応する為、取引決裁の事前準備として確認作業が増し、また周知におわれたのではないのでしょうか。皆様の努力のお陰で大きな支障もなく、業務が進められているようで感謝申し上げます。また、戸籍法の改正等により職務上請求用紙も変わり一層の厳格性が求められ、取り扱いにも更なる注意が求められております。私達の業務において依頼者の本人確認はもちろんのこと、説明責任と信頼関係をもって進めていかなければなりません。

社会的法的サービスでは、成年後見センター・リーガルサポート釧路支部とともに無料相談の実施や、日本成年後見法学会理事長新井誠氏を招聘して他団体とのセミナーを開催するなど一般市民に対する啓蒙連携することができました。昨年暮れに行いました「全国一斉多重債務者相談ウィーク」では、6会場の地元弁護士の方々と伴い、面接・電話相談と大きな成果が得られたと思います。会員が減少するなかで本来の乗務を充実遂行しながらの社会的な活動にご協力いただきありがとうございます。司法書士の業務も簡裁代理権の取得を機に広範囲におよび、また社会

的ニーズも地域住民から求められております。会員皆様はその自覚を持ち誠心誠意ご努力をされますよう期待しております。

本年3月には管内網走支局が閉庁となります。地元住民の為にも閉庁後の環境整備を求めていきたいと思っております。地元会員の皆様には更なる周知とともに、より一層のご努力をお願いします。これらのことを考えますと新年は旧年同様に未知の作業と万全の準備が必要となります。何にせよ役員一丸となり対応してまいりますので会員皆様のご理解、御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが今年一年、皆様そしてご家族が健康で、釧路司法書士会が実り多い年となるよう祈念して挨拶と致します。



## 研 修



## 平成20年度全国研修担当者会議に参加して

理 事 近 江 孝 介

本稿は、近江理事が参加した全国会議の内容について、本会へ報告したものを掲載させていただきました。(会報編集委員会)

仲秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私は去る平成20年10月22日と23日、日司連へ全国研修担当者会議に出席してきました。そこで感じたことについて、簡単ではありますが報告させていただきます。

●会員の単位制研修の年間「12単位」取得について

別紙(省略)のとおり、釧路会におけるいわゆる年間12単位の単位を取得している会員の割合はそれぞれ、平成18年度は68.5%、平成19年度は36.4%となっており、特に平成19年度は低い数字となっております。

年間12単位と言えば、本会及び支部の研修(1日4時間ほど)を年間に3回出席すれば満たせるわけで、それほど大きな負担ではないはずです。

日司連の佐藤会長も、「これはもはや「自己研鑽」というレベルではなく、司法書士として最低限受講しなければならない「義務」である。」と述べていました。

また、研修所の井上所長は「単位会としても、所属する会員が全員、最低限の研修を受講し、全員が一定の水準を確保していることは、国民の司法書士制度に対する期待に応えるために必要不可欠であり、単位を満たしていない会員が存在することは、(各会員の責任だけではなく)単位会の責任である。」と厳しく言及されておりました。

そこで、日司連では、努力目標として年間12単位の単位を取得している会員の割合を平成22年度までに100%にすることを呼びかけていました。

それに対して、各会の取り組みの中で、参考になった事例をいくつか紹介します。やはり、各会とも高齢の会員や遠隔地に住む会員の出席率を上げるためにいろいろと苦労しているようでした。

- ① 研修は義務であることを前面に押し出し、研修に出てこない会員に対し、会長名で厳しく注意、指導している。また、研修に出てこない会員に対し、その理由書を提出させる。(例：病気など)さらに、次年度12単位を取得する誓約書を提出させる。
  - ② 実際のところ、会員は自分が現在のところ今年は何単位の研修を受講しているか把握していない場合が多いので、研修の案内を送付する際に「現在、あなたは何単位ですよ。」とか「あと何単位足りませんよ。」と一言付け加えて送付する。また、その旨直接電話をする。
  - ③ 遠方でなかなか研修に足を運べない会員に対しては、研修ライブラリーを積極的に活用するように呼びかける。また、支部でバスを借りて集団で参加する会もあるそうです。
  - ④ 「通信研修」と称して、毎回テーマを決めてそれについて○×形式で問題を作成して(30問ほど)問題用紙を郵送し、解答用紙を郵送で返却してもらい、その正答率に応じて単位を付与する。(宮城県会)
  - ⑤ 健康上の理由で、一年に一度も研修に出てこない会員や、さらに、年次制研修にも参加できていない会員に対しては、そもそも、執務に耐えられるのか調査をしている。もはや日常的に「他人をして業務を行っている」のではないかと問いただしたところ、自主的に退会した会員もいたとか。(事実上の引退勧告)
- このように、穏健派、強硬派といろんな会があり、大変参考になりました。私見では、釧路会は広範囲に会員が点在しており、また冬の時期になるとさらに集まりにくいという事情があるので、DVD研修を積極的に取り入れることや、距離的に比較的集まりやすい支部研修を活発にやっていくのが望ましいのではないかと、考えます。



## 研修レポート（福祉型信託ほか）

会報編集委員 小林 伸 兼

平成20年11月8日(土)午後1時から帯広市とかち館において研修会を開催しました。第1部がブロック研修会ということもあり他会からの参加もありました。当会の参加者は35名、札幌会からは1名でした。

### 講義内容

#### 第1部 「福祉型信託について」

講師 日司連民事信託法研究委員会  
委員 田沼 浩氏

信託法及び信託業務に関して会員におけるその理解と関心を高め、「福祉型信託」を周知することを目的として、信託の仕組み、80

年ぶりに改正された信託法の改正内容、福祉型信託の活用法について説明していただきました。

#### 第2部 「犯罪収益移転防止法の研修」

講師 日司連常任理事 今川嘉典氏

司法書士への適用が平成20年3月1日から始まっている「犯罪による収益移転の防止に関する法律」（いわゆるゲートキーパー法）について、司法書士実務における同法で定める本人確認義務及び本人確認記録、業務記録の作成保存義務について説明していただきました。



## 研修レポート（公益法人制度）

広報部長 吾孫子 力

平成20年11月15日(土)、16日(日)の二日間にわたり、釧路市において「公益法人制度について」研修会が開催されました。平成20年12月1日から新制度が施行されましたが、司法書士にとって頻繁にある事件ではないにしても、この制度の内容を知る貴重な機会となりました。

第1日目の冒頭、佐藤正樹研修委員から同制度の概要について説明があり、以下、DVDによる研修が行われました。

同制度の詳細については、すでに各種図書、雑誌に掲載されておりますが、これまでの民法法人の考え方を一新する内容であり、行政監督庁の許可がなくとも、定款の認証を受けるだけで社団、財団法人の設立が可能となる

ほか、これまでの社団、財団法人は特例民法法人として存続し、5年以内に新法に適合する法人に移行しなければ解散となります。

DVD中の講師が税理士であったことから、司法書士が求める内容としては若干もの足りない感じがしましたが、きっかけをつかむ意味としては充分であったと感じました。

この研修の参加数は26名でした。





## 裁判実務セミナーに参加して

会報編集委員

木村佳子

平成20年11月15日・16日、大阪の天満研修センターにて、日司連主催平成20年度裁判実務セミナー「建物賃貸借関係」が開催されました。今まで余り馴染みのない分野であり、受講後も、受任する前にはもっと勉強が必要だと思いました。以下、内容をお伝えします。

### 第1講 「簡易裁判所における建物賃貸借紛争の特徴と司法書士に求められる役割について」

(講師 大阪簡易裁判所 判事 立脇一美)

- ・ 近年最も関心を集めているのは、保証金・敷金返還請求訴訟。司法書士も最近この分野に関わりを深めている印象をうける。
- ・ 司法書士に対しては、(1)原告の言い分を鵜呑みにしないこと (2)訴状や準備書面では、要件事実と重要な事実を落とさないこと (3)簡裁では証拠の後出しは好ましくないことを、ご留意いただきたい。
- ・ 賃貸借契約解除については、「信頼関係の破壊の有無」が問題になる。その立証責任は貸主側にあり、それに対して借主は「背信行為とするに足らない事情」を抗弁として主張することになる。
- ・ 原状回復義務特約の判例として、最判平成17年12月16日が重要。
- ・ その他敷金返還請求権（貸主の抗弁の具体例）、賃料増減額請求（調停前置、鑑定で適正な賃料が算定されること）や修繕義務特約の有効性（抽象的記載なら、故意過失によるもの以外は特約の効力を認めない）について講義。

### 第2講 「建物賃貸借紛争と和解交渉実務」

(講師 静岡会 司法書士 山田茂樹)

- ・ 講師が実際に関わった事件をモデルにしたケースを使い、処理経緯を解説。
- ・ ケース1：40年近く賃借。賃貸人に相続が発生し、大屋が配偶者であった妻に代わってから、賃料の支払いが滞るようになった。賃貸人が司法書士に相談。賃

借人に退去を求めたい。逆恨みが恐いので、できれば和解で解決したい。

- ・ 最初の接触として手紙を使うが、(1)相手に読んで貰いたい・読んだ方がメリットがあると思わせたい (2)感情に配慮し、信頼関係を構築したい (3)訴訟に発展した場合の証拠にする、などを考慮して、文章やフォント、配達方法（普通郵便・内容証明郵便・持参・差し置きなど）を使い分ける。連絡先を明示すること。
- ・ 賃料不払いの場合にありがちだが、賃借人も貧窮などの事情がある。初回交渉では賃借人の考えを知り、信頼関係の構築を図る。場合によっては賃借人の転居先や生活保護の世話までする必要もあるかも知れない。
- ・ 双方の主張を整理し、和解案のアウトラインを描いて、妥協点を図る。調停技法を駆使する。和解案ができたなら、執行力を付与するため、起訴前和解に付した。
- ・ ケース2：いつの間にか当初の賃借人がいなくなり、代わりに外国人が次々入れ替わりながら入居していた。賃料が払われていたのでそのままにしていたら、今度は暴力団員風の人が入居。賃料が払われず、立ち退き交渉をしようとしたら、「沈めるぞ」と脅された。自動車を無断で駐車されている。
- ・ 自動車の占有者特定をしようとしたところで見つかり、そのまま明け渡し交渉をして成功。動産残置物を倉庫に保管。
- ・ 動産は本当に暴力団員のものであったのか、相手が暴力や放火などにおよんだら防げたか、など考えると、裁判外での解決はふさわしくなかったのかも知れない。

### 第3講 「敷金返還請求事件Ⅰ（総論）」

(講師 大阪会 司法書士 浦井裕樹)

- ・ 敷金の定義。敷引特約（関西方面に多

い)、更新料、礼金、保証金について。消契法施行以降、敷引特約が無効とする判例が出てきた。

- ・ 敷金返還請求の要件事実。要物契約であること。賃貸借契約が終了し、物件を返還したこと。債務不履行がないこと、等々。抗弁事実。
- ・ 業者側に就くときは、国交省公表のガイドラインに留意すること。原状回復義務の範囲。原状回復についての借主負担特約の解釈。
- ・ 平成14年に法曹・不動産関係者などが組織して「敷金問題研究会」が発足した。HPあり。参考にしてください。
- ・ 消契法1条（賃貸人が事業主の場合）、10条（敷引特約）の活用。

#### 第4講 「敷金返還請求事件Ⅱ（各論）」

（講師 福岡会 司法書士 及川修平  
司法書士 安河内肇）

- ・ 原状回復特約の不成立について。単に契約書に書いているだけでは足りず、契約の実態について目を向ける必要がある。解釈方法や説明が十分ではないことなどで争う。
- ・ 消契法は賃借人側に立証責任がある。（消費者契約であること、義務加重であること、一方的に不利益な契約であること等につき、具体的に詳述）
- ・ 依頼者が司法書士の所に来るまでに、かなり勉強していることが多い。和解案を組むときはそれなりに慎重な判断が必要。

#### 第5・6講 「建物明渡事件の実務～相談から保全・訴訟・執行まで～」

（講師 大阪会 司法書士 谷嘉浩）

- ・ 賃貸人から司法書士に最初の接触があったとき：持参書類を確認、時系列のメモ、家賃の入金状況がわかるもの、登記簿謄本や登記済証。以上を次回来所するときに持ってきて貰う。大まかな事情を聞いておいて、判例に当たっておく。
- ・ どのような解決方法を望むのか、聞き取る（退去を求める、賃料を払ってくれば退去は求めない。和解したい、裁判までやってほしい）。
- ・ 動産搬出や倉庫、車両の準備、執行の手配などで想像以上に費用がかかること、時間もかかることを説明する。これにより、依頼人の方針が変わることも多い。
- ・ 不動産なので、地裁に移送されるおそれがある。司法書士の代理権の範囲をきちんと説明すること。本人尋問を求められれば、簡裁でも本人出廷の必要性。
- ・ 明渡執行を要するなら事前に保全をかけて準備する。債務者を特定しないでも占有移転禁止仮処分が出されるようになった。
- ・ 本訴の訴訟物は、債権的請求。物件的請求は、基本的な賃貸借契約関係がないときに用いる。「信頼関係の破壊」をどのように訴えるか。
- ・ 賃料滞納期間が一年超あれば、訴状を持って解除してもよい。その他、本訴提起や執行上の注意点を講義。

## 土地家屋調査士会から



### 年頭のご挨拶

釧路土地家屋調査士会長

菊地 勇

明けましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。  
当会の運営に関しましては司法書士会の皆

様に御理解とご指導を戴き有り難うございます。  
さて昨年を振り返ると原油高に始まりアメ

リカ発大不況をもたらしたリーマンブラザーズの破綻による住宅ローン（サブプライムローン）債権回収不能に伴う世界同時不況に陥り、物価の高騰、株価の暴落、契約社員と派遣社員の大量解雇と社会問題となっています。

全国的に見て一部製造業の大きな会社を抱えていた地区はあの景気の恩恵を得ていたと聞いていましたが、北海道ではその影響は全く無く、むしろ良くもならない内に状況は悪くなっている有様で、ますます先の見えない不況に突入したように思われます。

こんな暗い中での今年のスタートとなった分けであります。当会として平成21年度中に裁判外境界紛争解決センター（ADR）の立ち上げに向け、弁護士の先生共々勉強しながら開設の準備をいたしていることとあります。

聞くところによりますと立ち上げから開設維持には相当の費用が必要となるそうですが、当会としては会員数も少なく、費用もおいそれと捻出できませんので予算の許せる範囲において維持していけるような、こじんまりとした体制のスタートにしたいと考えておりますので、その節にはいろいろと司法書士会会員の皆様に御協力、御理解を戴き開設に向け進めて参りますのでよろしくお願いいたします。

不登法の大改正によりオンライン登記申請、筆界特定制度等も数年前よりスタートしておりますがオンラインについては、現行システムでは一部の会員を除いて入っていけないのが現状であります。しかしながら何時までもそうは言っておられないのも現状でありますので研修をかさねながら一人でも多くの会員が、システムに入れるように努力しているところであります。

筆界特定制度については、本州との地図事情が違うせいかな釧路会では全国50会の中で最も少ない件数となっています。事件に結びつきそうな件があれば情報を戴ければ幸いですが、この制度を利用することがないとすれば、本来は一番世の中が穏便に過ごせる分けで有りまして、矛盾するようすが無いことが一番で有りますからこのままで良いわけ有ります。

何かつまらないことを書いてしまいました。が当会と司法書士会は車に例えると両輪で有りますから、これからもおたがいに協力、理解しながら運営に当たっていきたく思いますので今年もよろしく願いいたします。

司法書士会のますますのご発展と会員の皆様のご健康を祈念し年頭の挨拶といたします。

## 支部だより

### 釧根支部親睦パークゴルフ

平成20年10月4日(土)標茶町憩いの家かや沼にて雨天決行。

朝方の雨が晴れ、午前10時送迎バスで出発。皆様闘志満々、会話がな。午前11時プレー開始。たんちょうコース、しつげんコースで白熱プレー開始。ルールは、空振りには数えない。OBは1クラブ2打罰8打で打切。ハンディ女性10(村上3)で始まったが、今年の参加者はレベルの高い人が揃い、トップ3人ジャンケンとなり、結果尾越弘典先生が優勝。景品及び平田清先生提供の副賞を手にしまし

た。

又、ベテラン上野勝侑先生も中標津の実力を発揮し見事第1位。白糠の日下組も準優勝、第2位と検討。相変わらず女性陣は強い。原田悠紀さん(第3位尾越事務所)、大場みゆきさん(ラッキー賞平田事務所)、村上知可(ラッキー賞志築事務所)、吉澤恵美子(ブービー賞事務局)。総合結果は下記のとおりです。

又、別室で開催したビンゴゲームでは木村利男先生の絵の争奪戦になりました。結果、原田悠紀さんが2年連続で獲得、皆さん2連

ビンゴに苦勞していました。

又、中川喜清オンステージで盛り上がりましたが、今回参加の皆様（渡部真美子さんのお嬢アイドル里菜ちゃん）来年も参加してくれるかなー。

平田清先生、パークゴルフの各賞の副賞有難うございます。又、各事務所の先生、ビンゴゲームの景品有難うございました。次回のご協力よろしくお願ひいたします。



|      |       |         |
|------|-------|---------|
| 優勝   | 尾越弘典  | (尾越事務所) |
| 準優勝  | 日下友和  | (日下事務所) |
| 1位   | 上野勝侑  | (上野事務所) |
| 2位   | 日下亘   | (日下事務所) |
| 3位   | 原田悠紀  | (尾越事務所) |
| ブービー | 吉澤恵美子 | (事務局)   |
| ラッキー | 大場みゆき | (平田事務所) |
| ラッキー | 村上知可  | (志築事務所) |



## オンライン登記



## オンライン登記申請を利用して

釧路支部 佐藤正樹

### 1 最初に

オンライン登記申請の実態を内容とする原稿依頼が郵送されてきた。私の脳は、「実態」という単語には反射的に「裏の」という接頭語を付けて反応する。

さらに、オンライン登記申請を利用する事務所の実態を紹介したいとある。原稿依頼を断れば、私の事務所の「裏の」実態を知るためには取材と称する検索がなされるかも知れない。

というわけで、取り急ぎいくつかの実例を紹介します。

### 2 不動産登記その1

「先生、決済をお願いします。抵当権抹消・所有権移転・抵当権設定です。」との電話があった。抹消すべき抵当権の抵当権者は

某信販会社である。ところがその信販会社の釧路支店は既に閉鎖されていて、札幌支店の扱いになっているとのことである。

従来は、指定された口座に残金を送金し、登記関係書類を釧路支店に預かりに行っていた。もちろん、事前の確認も当該支店でできた。ところが今後は札幌でしかできないとのこと。決済場所の釧路から銀行振り込みをしても、書類を預かりに札幌まで行くのは不可能だ。事前に書類を郵送してくれないかと頼んでみたが、あっさり拒否された。

そこで札幌の同期に依頼した。彼に事前の確認をしてもらおう。決済日に関係書類を預かってもらい、釧路の法務局へオンライン申請してもらおう。オンライン申請確認後、

私が所有権移転・抵当権設定の申請をするという方法である。

なお、抵当権抹消の権利者側は復代理にして、決済、登記とも無事終了した。

私の申請がオンライン申請だった場合、平成20年6月20日民二第1737号に準じて連件扱いになったのか知りたいところだ。一応、申請の際にはそれぞれ関連事件である旨をダメもとで伝えてみた。

### 3 不動産登記その2

釧路の本局と他管轄の法務局との物件について、共同根抵当権設定の案件があった。本局で登記完了後に他管轄へ追加設定という方針ですすめた。

追加設定の際には前登記証明書を提供しなくてはならない。法改正により、他管轄への申請書には、釧路で設定した物件全部の登記事項証明書ではなく、共同担保目録付の登記事項証明書を1物件のみ添付すれば足りることとなった。

ところで、オンライン申請ならこの登記事項証明書も不要であったはず。民事局のホームページを見ると、『登記事項証明書を申請情報と併せて提供すべき場合には、財団法人民事法務協会の登記情報提供サービスの照会番号サービスによって提供される「照会番号」を申請情報のその他事項欄に記録（照会番号の他に、発行日付も併せて入力願います。）して申請することにより登記事項証明書の添付を省略することができます（不動産登記令第11条）。』とある。

照会番号って何だと思ったものの、登記情報提供サービスのいつもの画面にちゃんとあるではないか。照会番号の取得費用として470円はかかったものの、登記事項証明書の添付を省略して、無事に登記も完了した。

### 4 不動産登記その3

私の事務所はオンライン申請が決して多くはない。簡単な相続登記でさえ紙申請であった。なぜなら、相続関係説明図のほかに遺産分割協議書等のすべてを、登記原因証明情報を記録した電磁的記録として申請情報と併せて提供しなくてはならなかったからだ。しかもPDFファイルにした登記原因証明情報の内容に誤りがあっても補正はできず、却下とする取り扱いである。つ

まり、PDFファイルにする量も多く、それだけミスが発生する余地も大きい申請方式を選択するメリットがなかったということだ。

ところが、平成20年11月10日付日司連発第1443号でこの点が解消された。早速、「遺産分割」等の具体的な内容を記録した相続関係説明図だけをPDFファイルにしてオンライン申請を試してみた。これからはせめて相続登記はオンライン申請での方針転換したところである。

### 5 商業登記

10月1日から釧路市内の公証人も指定公証人となり電子公証が可能となった。偶然にも10月1日に設立の案件があり、早速、定款を電子認証して頂いた。

オンライン申請のおかげで他管轄での設立登記がしやすくなった。申請日のある程度約束できるようになったからだ。たしかに何らかのシステム障害等が起こらないとも限らないので、絶対に大丈夫ですとは依頼者に断言できないが。

従前は復代理だった案件もオンライン申請できるのは便利である。何より復代理人を探す作業が不要である。（たしかに郵送でも同じであるが）。

オンライン申請の場合、補正に対する不安があるかもしれない。私も先日、初めてオンラインによる補正通知を見たときはドキッとした。しかも他管轄である。補正内容は今まで指摘を受けたことのない事項だったので、「何故だ?!」と感じたものの、簡単なことだったのですぐにオンラインで補正したところ、翌朝には登記完了になっていた。郵送による申請だと捨印で処理してもらえたのだろうが、オンラインによる補正も難しいことはないと感じた。

### 6 最後に

司法書士法2条に規定された「実務に精通して」とは、オンライン申請ができるということもふくまれるのだろうか。オンライン申請に限らず、広くパソコンの操作も含むのだろうか。「裏の実態」に迫られ、懲戒への発展をおそれていくつかの事例を紹介させて頂いた。オンライン申請を利用することで国民の権利擁護に寄与できる機会が増えることを願って終わります。



## オンライン申請の実態

北網支部 森 一也

パソコンを立ち上げて、キーボードをカタカタ、あっという間にオンラインで申請完了。そして数日後に登記識別情報が郵送で到着！  
登記事項証明書の申請ならば、登記手数料の納付の案内に従って手数料をオンラインで納めればOK！

権利の登記の申請ならば、あとは添付書類を法務局へ持参するだけ！

これが理想とするオンライン申請です。

ここで実際に行うための要点を紹介します。

★**登記事項証明書の申請の流れは以下のとおりです。**

1. 「申請情報作成支援ソフト」によりデータ入力して申請情報を作成する。
2. 作成完了後に「法務省オンライン申請システム」にアクセスしてログイン。
3. 申請情報を送信する。
4. 納付情報の通知が届くので登記手数料を納付する。
5. 私書箱を利用して受領する。または翌日郵送により届くのを待つ。

### ●**登記手数料の納付について**

登記事項証明書の手数料はオンラインでのみ納付することができます。

これにはPay-easy（ペイジーと言います）を利用します。振込とは違って、口座番号、金額などの入力はありません。手数料もかからず即時に納付できます。

ATMでも利用できますが、事前に金融機関に申し込むことにより、申請直後にWeb上で納付することができます。もちろん1通700円です。

★**権利の登記の申請の流れは以下のとおりです。**

1. 「申請情報作成支援ソフト」によりデータ入力して申請情報を作成する。
2. 作成完了後に「法務省オンライン申請システム」にアクセスしてログイン。

3. 申請情報を送信する。この時「登記原因証明情報」をPDF化して添付する。
4. 通知された受付番号・申請番号を記載して13号様式+印紙台紙+添付書類を別送する。
5. 登記識別情報が郵送により届くのを待つ。または窓口で受領する。

### ●**オンラインで送信する添付情報について**

原因証明情報書面をスキャンしてPDFデータ化して、申請と同時に送信する必要があります。そのため、原因証明情報書面を完成させるのは、法務局へ申請する時点ではなく、オンライン申請の時点です。

このPDFデータに間違いや申請後の修正があると却下の対象となるから重大です。

### 『**お得情報です**』

登記済証等に代えて、本人確認情報を提供する際に書面で作成した場合は職印証明書が必要です。しかしこれをPDFデータ化して司法書士認証サービスによる電子署名したものを添付した場合は書面原本、職印証明書が不要です。

### ●**補正等について**

申請をすると、よくあるのが「補正」「取下」です。（うちの事務所だけかもしれませんがね）

申請書の不備については、通常電話で連絡があります。

補正については2通りあります。

- 1) オンラインによりできる場合  
送信した申請情報に不備（誤り、不足）があり、申請書作成支援ソフトで補正データを作成して送信して補正します。
- 2) 法務局まで足を運ぶ必要がある場合  
添付書類に不備がある場合は書類を食説補正する必要があります。

### ●**登録免許税の納付について**

今までのように印紙で収めることができ

ます。そして取下げの場合に再使用もできます。

オンラインで納付することもできますが取下げの場合には申請者本人への還付となってしまう不便です。

2009年春までには、還付の際に代理人による受領が簡単になるように整備される予定です。その後であればこの方法でも大丈夫でしょう。

#### ●郵送について

法務局と事務所の距離がある場合は、添付書類の別送、還付および登記識別情報の受領を郵便で行うことが多いと思います。

#### 『お得情報です』

それぞれの封筒の宛名は法務局宛および事務所宛の住所シールを作成しておくとう便利です。

郵便料金の支払い方法として料金後納制度を利用すると切手の管理が不要になるか

もしれません。(当方ではまだ採用していません)残念ながらエクスパックやメール便は使うことができません。

オンライン申請はパソコンを使わなければなりません。これに慣れていない人には敷居が高いかもしれませんが、やってみるとそんなに難しくありません。

最初は難しくても、毎日のように同じ作業をしているとすっかり慣れてしまうと思います。法務局へのアクセスに時間がかかる場合、特に登記事項証明書に関してはオンライン申請が非常に便利だと思います。

最後になりましたが、権利に関する登記を申請する際は「司法書士認証サービス」による電子署名が必要です。このICカードは日司連が無料(初回のみ)で発行しています。発行まで1ヶ月ほど時間が必要で急ぎに間に合わない可能性もありますので、事前に取得することをお勧めいたします。

## 政治連盟から



### 運動方針の実現にむけて

政治連盟釧路会幹事長 金倉孝志

日本司法書士会政治連盟平成20年度運動方針及び組織活動方針は実現されたのでしょうか。方針ばかり訴えるのではなく、検討してみたいと思います。

法律相談権確立へ向けた法改正、運用可能なオンライン化、懲戒権制度の自治、登録免許税制から手数料制移行、登記識別情報の見直し、簡易裁判所代理権の完全化、司法書士試験制度の充実等、要求は山積しております。

これらの方針がどこまで実現されたのでしょうか。

登記識別情報の制度は、代金決済と登記の同時履行を著しく暴害し、権利が保証されない危険があるにもかかわらず、いまだに法的に解決されない。存廃について法務省の結論

も出されていない結末。

オンライン申請に伴う税の電子申告による優遇措置が税制に取り入れられた。

オンライン制度を追っていかない者に対する一種の差別であり、いじめに近い。

たとえば、ひとつの部屋を清掃するのに、電気掃除機を使う人も、今でも箒で掃く人もいます。そうしたい人はそうさせてやればいい。

これからの世代は黙っていても「IT」を身につける筈だから、別世代に強要するような政策は反対するのが当然だと思う。

登記手数料の実現に向けては、長い間運動しつづけてきた。日司連とともに悲願である。

しかるに、売買及び信託登記においては、21年、22年、23年度と順次税率を上げていく

ことになっている。時代に逆行、実に悔しいことである。

少なくとも、今後消費税率が増やされる際には手数料制を考える機会にしたい。

多くの目標が実現されないまま年次を越す。恆惴たる思いがある。

実現には多くの困難があるが、しかし政連の本部の役員は、今でも手弁当で、国会議員

や役所へ陳情をつづけています。

会員のみなさんには、その困難を充分認識して戴き、運動を理解してほしいと思います。

また、司法書士議員連盟所属の国会議員の支援と日司連と日政連の一致団結、そして不断の努力をもって結果を出したいと考えております。

何卒よろしくお願い申し上げます。

## 司法書士制度広報説明会・ 意見交換に出席して

広報部長 吾孫子 力

平成20年11月3日(祝日)、札幌市において日司連主催による標題の会議に出席して参りました。この会議は、全国のプロック会単位に開催されるもので、当日の出席者は、日司連から岩井英典常任理事ほか2名、道内の各単位会から各1名、合計7名でありました。この会議は、勉強会的な意味合いが深く、もっぱら日司連側の説明によりとり進められました。

開催の趣旨は、一言でいえば「一般市民の間に、司法書士の存在意義を、もっと浸透さ

せること。」にあると受け止めました。

内容として、次の項目が揚げられます。

1. クライシス・コミュニケーションの具体的な対応例について
2. 広聴(市民モニター制度について)
3. 広告宣伝手法の選択基準について
4. 「広報マニュアル」について
5. 「報道基礎情報集」について
6. 連合会の広報活動について
7. 意見交換並びに質疑応答

普段聞き慣れないカタカナ語が頻繁にでてきて、その意味も分からないまま、ただただ己の勉強不足を感じつつ、なんとか耐えて過ごした一日でありました。ただ、われわれの上部機関は、すごいことをやっているという実感と、日常業務のギャップがあまりにも違っており、たいへん有意義な一日でもありました。

## 新 入 会 員 紹 介

入会のご挨拶  
十勝支部 前川 俊 哉



平成20年10月1日より本別町にて開業致しました、前川俊哉と申します。

私は、大学卒業後、信販会社や自動車リース会社等で働いた後、平成19年度の司法書士試験に合格しました。プロック研修等は、生れ育った関西地区で受けましたが、開業するなら色々な仕事を経験できそうな土地でと考えておりましたところ、開業フォーラムに参加し、開

業の候補地のひとつとして本別町を知ることになりました。私は、サラリーマン時代に三重県津市、名古屋、横浜、札幌等に住んだことがありましたので、自分の知らない土地に行く事への抵抗はなかったもので、新しい旅立ちにこの地を選ぶことにしました。

仕事の方は、先輩の先生に伺ったり、同期の者に聞いたりしながら、ひとつひとつの案件を、なんとかボチボチこなしております。これからも、地域の人々に信頼される司法書士となるべく、日々努力して頑張っていく所存ですので、以後も宜しくお願い致します。

## 釧路司法書士会 会員の動き

### ☆登 録

#### ●前 川 俊 哉 殿 (十勝支部)

登録年月日 平成20年9月18日  
 登録番号 釧路 第206号  
 事務所住所 〒089-3314  
 中川郡本別町南2丁目10番地8  
 電話番号 0156-22-0606  
 FAX番号 0156-22-0608

### ☆死 亡



本 多 進殿  
(北網支部)

生年月日 昭和8年3月21日  
 死亡年月日 平成20年12月16日  
 登録番号 釧路 第139号  
 事務所住所 紋別郡遠軽町1条北2丁目1番地5

### ☆登録事項の変更

#### ●玉ノ井 雄 一 殿 (北網支部)

新事務所 〒099-2321  
 網走郡大空町女満別西1条6丁目2番18号  
 電話番号 0152-75-6099  
 FAX番号 0152-75-6211

(平成20年11月14日届)

#### ●仁 木 孝 全 殿 (十勝支部)

新事務所 〒080-0105  
 河東郡音更町新通北1丁目8番地18  
 電話番号 0155-67-8781  
 FAX番号 0155-67-8782

(平成20年11月21日届)

## 釧路司法書士会業務日誌 (平成20年9月～12月)

### 9月

- 2日(火) 補助者申請【近江孝介事務所・宇野雄二殿】
- 4日(木) 登録面接【前川俊哉氏】於：事務局
- 15日(月) 敬老の日 合同無料相談  
於：釧路国際交流センター
- 24日(水) 住宅金融支援機構事務処理  
於：事務局
- 25日(木) 釧路支部研修会  
於：釧路まなぼっと
- 26日(金) 登録交付式【前川俊哉氏】  
於：事務局  
在釧理事会 於：事務局
- 27日(土) 年次制研修 於：釧路東急イン
- 30日(火) 在宅金融支援機構事務処理  
於：事務局  
福祉医療機構事務処理 於：事務局

### 10月

- 1日(水) 全国一斉無料相談  
於：釧路まなぼっと  
・中標津総合文化会館・十勝プラザ
- 2日(木) 全青司役員来釧 於：事務局
- 3日(金) 全国一斉無料相談会  
於：北見市民会館
- 8日(水) 電子政府推進委員会  
於：札幌第一合同庁舎（森支部長）
- 9日(木) えせ同和行為対策関係機関連絡会  
於：釧路合同庁舎5階（木村佳子会員）
- 10日(金) 北海道森林組合連合会来釧打合せ  
於：事務局
- 11日(土) ブロック別司法書士調停センター  
担当者会議  
於：札司会館（阿部理事）

- 14日(火) 在釧理事会 於：事務局
- 17日(金) なんでも個別相談会 於：釧路道東経済センタービル（佐渡理事）  
司法書士会相談員研修講師養成研修会及び事務局相談受付研修  
於：日司連ホール（有賀理事・吉澤事務局員）
- 18日(土) ブロック理事会  
於：北海道厚生年金会館
- 21日(火) 一日合同行政相談 於：釧路交流プラザさいわい（木村佳子会員）
- 22日(水) 全国研修担当者会議  
於：日司連ホール（近江理事）
- 23日(木) 全国研修担当者会議  
日本支援センター北網地区協議会  
於：北見東急イン（森支部長）
- 28日(火) 住宅金融支援機構事務処理 於：事務局
- 29日(水) 釧路支庁消費生活地域協議会  
於：釧路まなぼっと（赤堀会員）
- 30日(木) 日本支援センター十勝地区協議会  
於：帯広ワシントンホテル（有賀理事）  
会長会（一日目）
- 31日(金) 会長会（二日目）  
日司連創立80周年記念事業  
於：グランドプリンスホテル赤坂（中村会長）  
住宅金融支援機構事務処理  
於：事務局  
福祉医療機構事務処理 於：事務局

### 11月

- 3日(月) 司法書士制度広報ブロック別説明並びに意見交換会 於：札司会館（吾孫子理事）

- 4日(火) 在釧理事会 於：事務局
- 6日(木) 日本支援センター釧路地方協議会  
於：釧路プリンスホテル (佐藤理事)
- 7日(金) 全国司法書士会相談事業担当者会議  
於：日司連ホール (有賀理事)
- 8日(土) 第3回業務研修会 於：とちか館
- 15日(土) 多重債務相談 於：帯広市役所  
第4回業務研修会 1日目  
於：釧路ラスティングホテル
- 16日(日) 第4回業務研修会 2日目  
於：釧路ラスティングホテル
- 21日(金) 在釧理事会 於：事務局  
全国司法書士法テラス担当者会議  
於：日司連ホール (木村佳子会員)  
補助者申請【遠藤豊和事務所・高田  
和子殿・高橋美伊殿】
- 25日(火) 住宅金融支援機構事務処理  
於：事務局
- 27日(木) 不動産登記制度関連事項に関する  
対策部合同全国担当者会議
- 28日(金) 不動産登記制度関連事項に関する  
対策部合同全国担当者会議  
於：日司連ホール (森支部長・野村  
副会長)  
住宅金融支援機構事務処理  
於：事務局
- 30日(日) 権利擁護セミナー

- 於：釧路まなぼっと(佐々木富昭会員)  
司法書士開業支援センター  
於：北海道厚生年金会館  
(中村会長・有賀理事・酒井勝己会員)

12月

- 1日(月) 補助者申請【仁木孝全事務所・仁木  
永学殿】
- 6日(土) 第23回日司連中央研修会伝達講師  
於：日司連ホール (佐渡理事)  
多重債務相談 於：釧路市役所
- 13日(土) 第5回業務研修会  
於：北見市芸術文化ホール  
多重債務相談 於：根室文化会館
- 14日(日) 多重債務相談 於：北見まちきた  
交通ビル・中標津文化会館
- 16日(火) 在釧理事会 於：事務局
- 20日(土) 平成20年度地域開催一般業務研修会  
於：北海道厚生年金会館
- 22日(月) 住宅金融支援機構事務処理  
於：事務局
- 26日(金) 法務局年末挨拶  
於：釧路地方法務局  
住宅金融支援機構事務処理  
於：事務局  
福祉医療機構事務処理 於：事務局  
仕事納め

編集後記

平成21年が始まりました。去年は、司法書士の仕事に関連し、めまぐるしい情勢の変化がありました。今年も、なにごともない平穏な一年であることを祈っております。

さて本号は、われわれの業務にとって欠くべからざるテーマ「研修」と「オンライン登記」について少し強調してみました。得手、不得手の問題でなく、時代が変わりつつあると割り切らなければならないのでしょうか。

投稿、寄稿していただいた皆様に感謝申し上げます。そして会員の皆様には、今後とも会報の充実発展のため変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

広報部長 吾孫子 力

釧路司法書士会報編集委員会 平成21年1月31日発行 会報編集委員 本間利夫 小林伸兼 担当理事 藤井誠二 吾孫子力 印刷(株)北研社 電話0152-43-2197